特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関す る事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本業務において取り扱う情報は、利用者の支援を必要とする状況など個人の機微なプライバシーに 係る情報であることを認識し、担当部署によってシステムの操作範囲を限定する等の管理を行い、 情報の不正利用を防ぐ対策をとっている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和7年9月5日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務					
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく、東京都が発行する身体障害者手帳の交付等に関する窓口業務としての以下の事務。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に関わる事実についての審査又はその申請に対する区民の窓口対応に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳の返還に関する事務 ④身体障害者手帳氏名を変更したとき、もしくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に関する事実についての審査、これらの業務に対する区民の窓口対応に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務					
③システムの名称	高齢障害システム、区民情報系基盤システム					
2. 特定個人情報ファイル名						
庁内連携ファイル 高齢障害システムファイル						

3. 個人番号の利用

・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表の20の項
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
(身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付関係)

※別表の20の項の上欄「事務処理者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第二条の25の項の規定により大田区が処理する。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	<情報参照ができる根拠法令> 情報参照は行わない。
	<情報提供ができる根拠法令> 情報提供は東京都において行われる。

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求								
事務の概要①~⑤について 大森地域福祉課 〒143-0015 大田区大森西1-12-1 03-5764-0654 調布地域福祉課 〒145-0067 大田区雪谷大塚町4-6 03-3726-4140 蒲田地域福祉課 〒144-0053 大田区蒲田本町2-1-1 03-5713-1505 糀谷・羽田地域福祉課 〒144-0033 大田区東糀谷1-21-15 03-3741-6646 ※担当課は利用者の住所地による。 事務の概要④について 福祉部障害福祉課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-5744-1251								
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	福祉部福祉管理課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1245							
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した								
適用した理由								

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		i]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ・	ークシステムを選	動じた提供を除く。)]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	対象者から、診断書等を添えた申請に基づき、マイナンバー情報等を入手し、マイナンバー等の確認行っている。また、東京都が定めた申請書等により、必要な情報のみ入手している状況である。区のシテムへの入力に当たっては、申請書を受理した職員がシステム入力した上で、別の職員が内容をチェックしている。さらに、東京都との申請書類等の受け渡しは、東京都が委託している業者により行っている。申請書等の区控えについては、鍵付き倉庫に保管をしている。人為的ミスが発生するリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。							

9. 監	查							
実施の	有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[〕外部監査	
10. 微	業者に対する教育・	啓発						
従業者	に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を. 2) 十分に行 3) 十分に行		3
11. 最	も優先度が高いと考	えられる	対策		[]全	項目評価又は	は重点項目評価	面を実施する
最も優る対策	先度が高いと考えられ	<選択服 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7)	特定個人情報の漏えい 支> 目的外の入手が行われ 目的を超えた紐付け、 を託先における不正な 表託先における不正な 情報提供ネットワークに 情報提供ネットワークに 情報提供ネットワークに 情報である教育・ で	れるリスク・ 事務に使 不正に使 やれるリン システム・ システム・ システム・ と	への対策 要のない情報 明されるリスクリスクへの対 スクへの対策 、通じて目的が 通じて不正な	Aとの紐付けが行 クへの対策 け策 (委託や情報提供ネ トの入手が行われ に提供が行われ	ットワークシステムを れるリスクへのさ	通じた提供を除く。) 対策
当該対	策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であっ 3) 課題が残	入れている る されている	
	判断の根拠	人確認す	の申請に基づく身体I 「るとともに対象者とと Iにより手帳を郵送する	もに手帳る	を確認すること	とで、誤配布がフ	ないよう対応して	いる。また、対象者

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)